

令和7年度 市民税・県民税のしおり 大網白里市 税務課

1 市民税・県民税が課税される人

令和7年1月1日現在、大網白里市内に住所(または居所)を有する方が納税義務者となります。令和7年1月2日以後に他の市町村へ転出された場合でも、令和7年度市民税・県民税は大網白里市に納めていただきます。
令和7年度市民税・県民税は、令和6年1月1日から12月31日までに生じた所得をもとに計算します。

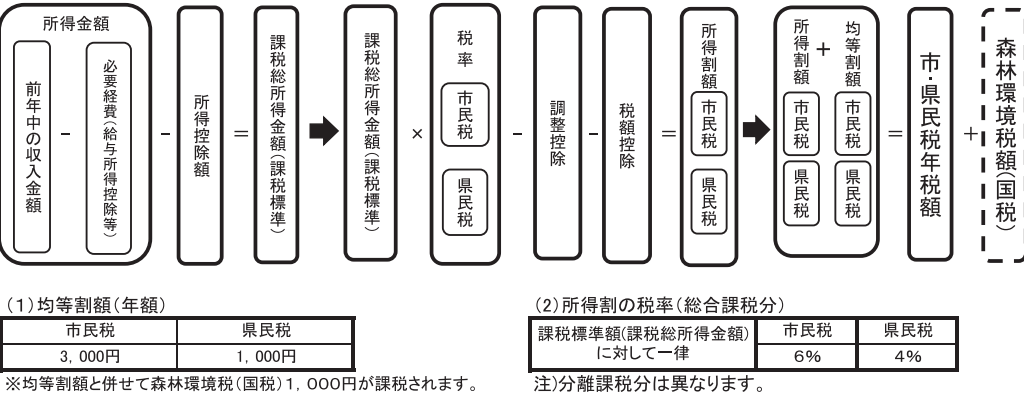
2 市民税・県民税が課税されない人

1. 均等割も所得割もかからない方
- ① 令和7年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当し、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の方
2. 均等割がかからない方
- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
- ① 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有しない方:38万円
- ② 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有する方 :28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+26万8千円
3. 所得割がかからない方
- 前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の方
- ① 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有しない方:45万円
- ② 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有する方 :35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+42万円

◇「合計所得金額」…次の①及び②の合計額に、退職所得金額(分離課税の対象除く)、山林所得金額を加算した金額
※申告分離課税の所得がある場合は、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額
①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の合計額(損益通算後の金額)
②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の1/2後の金額
(注)繰越控除の適用を受けている場合は、**その適用前の金額**

◇「総所得金額等」…上記合計所得金額で繰越控除の適用を受けている場合は、**その適用後の金額**

3 市民税・県民税の税額計算のしくみ



5 給与収入にかかる給与所得の計算方法

給与収入が850万円超で一定の条件に該当する方は、所得金額調整控除の適用があります。

収入金額	給与所得の金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(収入金額÷4 ※千円未満の端数切捨て)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(収入金額÷4 ※千円未満の端数切捨て)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入金額÷4 ※千円未満の端数切捨て)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

6 公的年金等にかかる雑所得の計算方法

年齢区分	公的年金の収入金額	公的年金等の合計所得金額			
		公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超	
65歳未満	130万円未満	収入金額－60万円	収入金額－50万円	収入金額－40万円	
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%－27.5万円	収入金額×75%－17.5万円	収入金額×75%－7.5万円	
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－68.5万円	収入金額×85%－58.5万円	収入金額×85%－48.5万円	
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－145.5万円	収入金額×95%－135.5万円	収入金額×95%－125.5万円	
	1,000万円以上	収入金額－195.5万円	収入金額－185.5万円	収入金額－175.5万円	
65歳以上	330万円未満	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円	
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%－27.5万円	収入金額×75%－17.5万円	収入金額×75%－7.5万円	
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－68.5万円	収入金額×85%－58.5万円	収入金額×85%－48.5万円	
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－145.5万円	収入金額×95%－135.5万円	収入金額×95%－125.5万円	
	1,000万円以上	収入金額－195.5万円	収入金額－185.5万円	収入金額－175.5万円	

※ 障害年金や遺族年金等は非課税です(所得は発生しません)。
※ 給与所得及び公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用があります。

4 納税の方法

特別徴収(給与)	勤務先から給与の支払を受けている方(退職された方は除きます)	(通常12回)
	→6月から翌年5月まで毎月の給与から天引き	
特別徴収(年金)	公的年金を受給されている方で、令和7年4月1日現在で65歳以上の方	(通常6回)
	→4月から翌年2月まで年金から天引き	
普通徴収	上記以外の給与・年金所得者、事業・不動産等の所得の方	(通常4回)
	→6月(1期)、8月(2期)、10月(3期)、翌年1月(4期)までに、納付書でご自分で納付(スマホ決済、口座振替含)	

(1)現在、会社にお勤めの人は「普通徴収」から「給与からの特別徴収」に変更する事ができます。
注1)納期限が過ぎていない期分に限ります。
注2)勤務先にご相談ください。勤務先の給与担当者から市役所に手続きしていただくことで切替えとなります。お勤めされることによって、自動的に「給与からの特別徴収」にはなりませんのでご注意ください。

(2)公的年金からの特別徴収について
令和7年度も引き続き特別徴収となる場合は、4月から8月までの年金支給時に前年度の年税額の半分に相当する額を仮徴収し、6月中旬に決定される年税額から仮徴収額を差し引いた残りの税額を10月・12月・2月の年金支給時に特別徴収します。

1. 仮徴収とは？
- 市民税・県民税の年税額は6月に決定します。4月・6月・8月は、確定した市民税・県民税での徴収ができないため、前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額を3回に分けて徴収します。これを仮徴収といいます。
2. 本徴収とは？
- 10月・12月・2月は、確定した年税額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。
3. 特別徴収が中止となる場合
- 公的年金を受給しており、特別徴収の対象に該当している場合でも、次の条件となった場合、例外的に公的年金からの特別徴収は中止され、普通徴収に切り替わります。
- ・介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されなくなった場合
- ・納税義務者が年金の支給を受けなくなった場合
- ・税額が年金から引ききれなくなった場合
- ・納税義務者が死亡した場合

普通徴収の方は「地方税お支払サイト」でご自宅でも市税等の納付ができます。

地方税お支払いサイトへアクセスし、納付書に印刷されている地方税統一QRコードの読み取りやeL番号を入力することで、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード払いやインターネットバンキングなどさまざまな納付方法で市税の納付ができます。

注)領収証は発行されません。
※納付後すぐに領収証が必要な方は、コンビニや金融機関等の窓口で納付ください。

注)クレジットカード決済手数料など別途手数料等がかかる場合があります。

7 市民税・県民税の所得控除額一覧表

項目	内容等																				
雑損控除	<要件>災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害(補てん金を除く)を受けたとき。 注)盗難または横領による損失には、詐欺または脅迫による損失は含まれません。																				
医療費控除	【医療費の総額-(補てん金額)】-[(10万円)か(総所得金額等×5%)のいずれか少ない方の金額] (限度額200万円) 注)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の場合は、次の算式で計算します。 【特定一般用医薬品等購入費-(補てん金額)】-1万2千円(限度額8万8千円)																				
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	令和6年中に支払った全額																				
生命保険料控除	①平成24年1月1日以後に契約したもの(新契約)		②平成23年12月31日以前に契約したもの(旧契約)																		
	支払った保険料の額		支払った保険料の額		控除額																
	12,000円以下		15,000円以下		支払金額全額																
	12,000円超 32,000円以下		15,000円超 40,000円以下		支払金額の1/2 +7,500円																
	32,000円超 56,000円以下		40,000円超 70,000円以下		支払金額の1/4 +17,500円																
	56,000円超		70,000円超		28,000円 35,000円																
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方において控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)																				
地震保険料控除	<table><tr><th>区分</th><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">地震保険料</td><td>50,000円以下</td><td>支払金額の1/2</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">旧長期損害保険料 ・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料等(保険期間が10年以上で満期返戻金有)の保険料</td><td>5,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>5,000円超15,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr></table>					区分	支払金額	控除額	地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2	50,000円超	25,000円	旧長期損害保険料 ・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料等(保険期間が10年以上で満期返戻金有)の保険料	5,000円以下	全額	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円		15,000円超	10,000円
区分	支払金額	控除額																			
地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2																			
	50,000円超	25,000円																			
旧長期損害保険料 ・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料等(保険期間が10年以上で満期返戻金有)の保険料	5,000円以下	全額																			
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円																			
	15,000円超	10,000円																			
障害者控除	1人につき、26万円(特別障害者は30万円)／同居特別障害者は53万円																				
寡婦控除 ひとり親控除	寡婦(控除額26万円)		ひとり親(控除額30万円)																		
	配偶者と離別または死別した後再婚していない方で下記の条件に該当する場合に受けられます。 注)生計を一にする扶養親族及び子の所得は、総所得金額等が48万円以下であること。																				
	寡婦控除:あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと(離別の場合、生計を一にする子以外の扶養親族がいること)。 婚姻歴や性別に関わらず、全てのひとり親が下記の条件に該当する場合に受けられます。 ひとり親控除:あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子がいる場合で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。																				
勤労学生控除	26万円 <要件>合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の場合等																				
配偶者控除	詳細は「10 Q&A」の【パート収入と配偶者控除】をご覧ください。																				
配偶者特別控除																					
扶養控除	区分		控除額																		
	一般の扶養親族		33万円																		
	特定扶養親族		45万円																		
	老人扶養親族		同居老親等 45万円 左記以外 38万円																		
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超																
	控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし																